

東京海区漁業調整委員会

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する第 42 条第 3 項及び同条第 5 項並びに第 46 条第 2 項の規定に基づき、令和 6 年におけるさんご漁業の制限措置、許可等を申請すべき期間及び許可の基準並びに許可の有効期間を別紙 1 及び別紙 2 のとおり定めることについて、貴委員会の意見を求めます。

令和 5 年 1 1 月 2 9 日

東京都知事 小池 百合子

（公印省略）

さんご漁業（造礁さんご）

1 制限措置

- (1) 漁業種類は、さんご漁業（造礁さんご）とする。
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、2 隻とする。
- (3) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数及び推進機関の馬力数は、定めなしとする。
- (4) 操業区域は、小笠原海域（嬬婦岩と北之島との中間線（北緯 28 度 30 分（測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 11 条第 3 項に規定する世界測地系による。）の線をいう。）から南側の小笠原諸島地先海面をいう。）
- (5) 漁業時期は、周年とする。
- (6) 漁業を営む者の資格は東京都小笠原支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和 25 年農林省令第 95 号）第 1 条第 9 項に規定する主たる根拠地をいう。以下同じ。）が東京都小笠原支庁管内の区域にある者であること（共同経営体である場合には、共同経営体を構成する全ての者が東京都小笠原支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が東京都小笠原支庁管内にある者であること。）。

2 許可等を申請すべき期間

許可等を申請すべき期間は、令和6年 2 月 15 日から同年 3 月 15 日までとする。

3 許可等の基準

別添「令和6年におけるさんご漁業（造礁さんご）の許可及び起業の認可方針（案）第 3 の 5」のとおり。

4 許可の有効期間

許可の有効期間は、令和6年 4 月 1 日から令和7年 3 月 31 日までとする。

さんご漁業（本さんご）

1 制限措置

- (1) 漁業種類は、さんご網漁業とする。
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、別表のとおりとする。
- (3) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数は、20 トン未満で許可証に記載された総トン数とする。
- (4) 推進機関の馬力数は、定めなしとする。
- (5) 操業区域は、別表のとおりとする。
- (6) 漁業時期は、周年（6月1日から同月30日までを除く。）とする。
- (7) 漁業を営む者の資格は別表のとおりとする。

2 許可等を申請すべき期間

許可等を申請すべき期間は、令和6年2月15日から同年3月15日までとする。

3 許可等の基準

法第58条において読み替えて準用する第42条第5項に規定する許可の基準は、下記の優先順位とする。

第1位 現にこの漁業の許可等を受けている者であって、申請日の属する年の前年において水揚げ実績のある者。若しくは現にこの漁業の許可等を受けている者であって、申請日の属する年の前年または前々年に操業実績のある者。

第2位 第1位に該当する者が廃業により許可等の申請をしない場合において、その漁業従事者であってこの漁業の漁業者として自立を図る者。ただし、廃業する漁業者及び申請者が第4位に該当する者を除く。

第3位 第1位、第2位および第4位に該当しない者。

第4位 法第58条において読み替えて準用する第41条第1項各号のいずれにも該当しない者であって、以下のいずれかに該当する者。

- (1) 漁業に関する法令に違反する行為により刑に処せられた者、若しくは漁業に関する法令に違反する行為により農林水産大臣若又は都道府県知事の処分を受けた者であって、当該違反行為をした日から起算して5年を超えない者
- (2) 本年漁期許可等申請又は前年漁期許可等申請の申請書及びその添付書類に虚偽の記載をした者
- (3) この漁業の操業報告書に虚偽の記載をした者であって、当該事実が明らかになった日から起算して3年を超えない者

二 前項の規定による第2位に該当する申請が複数ある場合であって、当該申請を全て認めるとすれば法第58条において準用する法第42条第1項の規定により公示したこの漁業に係る許可又は起業の認可をすべき船舶等の数を超える場合においては、こ

の漁業の従事期間が長い者を優先する。

三 第一項の規定による第3位に該当する申請が複数ある場合であって、当該申請を全て認めるとすれば法第58条において準用する法第42条第1項の規定により公示したこの漁業に係る許可又は起業の認可をすべき船舶等の数を超える場合においては、下記の事項を勘案して優先順位を定める。なお、共同経営体が申請者である場合は、経営体を構成する全ての者について下記の事項を確認するものとする。

- (1) この漁業の操業実績
- (2) 申請者の東京都海面における漁業操業の実績
- (3) 申請者の漁業収入に占める東京都海面における水揚げ金額の割合
- (4) 申請者の総所得に占める漁業所得の割合

四 第二項から第三項に規定する優先順位は、漁業を営む者の資格ごとに審査し、許可等をする者を決定する。

4 許可の有効期間

許可の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

別表

許可等すべき船舶の数	操業区域	漁業を営む者の資格
4 隻	伊豆諸島海域（千葉県、神奈川県、静岡県との境から、嬬婦岩と北之島との中間線（北緯 28 度 30 分（測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 11 条第 3 項に規定する世界測地系による。）の線をいう。以下同じ。）までの伊豆諸島地先海面をいう。）ただし、以下に定める A 線と B 線との間の海域及び北緯 30 度 00 分（測量法第 11 条第 3 項に規定する世界測地系による。）以南の海域を除く。 A 線：次のア、イ及びウによって構成される線	東京都大島支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和 25 年農林省令第 95 号）第 1 条第 9 項に規定する主たる根拠地をいう。以下同じ。）が東京都大島支庁管内にある者であること（共同経営体である場合には、共同経営体を構成する全ての者が東京都大島支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が東京都大島支庁管内にある者であること）。
1 隻	ア 東経 139 度 08 分以西にあっては北緯 34 度 24 分の線 イ 東経 139 度 15 分以東にあっては北緯 34 度 17 分の線 ウ 東経 139 度 08 分と東経 139 度 15 分との間にあっては次の（ア）、（イ）及び（ウ）を順に結んだ線 （ア） 北緯 34 度 24 分 東経 139 度 08 分の点 （イ） 北緯 34 度 19 分 東経 139 度 10 分の点 （ウ） 北緯 34 度 17 分 東経 139 度 15 分 B 線：北緯 33 度 39 分の線	東京都三宅支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が東京都三宅支庁管内にある者であること（共同経営体である場合には、共同経営体を構成する全ての者が東京都三宅支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が東京都三宅支庁管内にある者であること）。
1 3 隻		東京都八丈支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が東京都八丈支庁管内にある者であること（共同経営体である場合には、共同経営体を構成する全ての者が東京都八丈支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が東京都八丈支庁管内にある者であること）。
9 隻	小笠原海域（嬬婦岩と北之島との中間線から南側の小笠原諸島地先海面をいう。）ただし、北緯 27 度 41 分以北及び北緯 24 度 30 分以南の海域を除く。	東京都小笠原支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が東京都小笠原支庁管内にある者であること（共同経営体である場合には、共同経営体を構成する全ての者が東京都小笠原支庁管内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が東京都小笠原支庁管内にある者であること）。